（確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

**第十一条**　法第百五十三条各号に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における第十条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を前々年度における前条第一項の規定により算定した全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定の方法）

**第十一条の二**　法第百五十三条第一号に規定する前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（第十三条第七号において「総報酬割確定負担率」という。）は、前条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額を除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数の算定方法）

**第十一条の三**　法第百五十三条第一号に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数の総数とする。

（端数計算）

**第十二条**　（略）

2　（略）

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | |
| （略） | | |
| （略） | （略） | |

（確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法）

**第十一条**　法第百五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額（以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。）は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を前々年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（新設）

（新設）

（端数計算）

**第十二条**　納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

| | |
|---|---|
| 第六条第一項の規定による控除対象医療保険者に係る調整金額 | 一円未満の端数を切り捨てる |
| 第六条第二項の規定による加算対象医療保険者に係る調整金額 | |
| 第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額 | 一円未満の端数を四捨五入する |